

防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務民間競争入札実施要項(案)に関する意見募集結果について

番号	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
1	P. 2	2(4)ア(イ)	「Webカタログを参照できるが発注行為が行えない、閲覧のみの権限ユーザを73アカウント分設定すること。」を追加で記載した方がよいと考えます。	空自全体で約760のIDを求めています。このIDの権限については細部を要項では記載せず、運用上の調整で実施することとしています。	なし
2	P. 2	2(4)ア(イ)	「パスワード忘れへの対応手段を講じること。」を追加で記載した方がよいと考えます。	2(4)エにて対応可能と考えております。	なし
3	P. 2	2(4)ア(エ)	「Webカタログでの動作環境は、下記を担保すること。また最新バージョンへの対応は、受託業者の5営業日以内に完了する態勢を構築すること。 a 対応ウェブブラウザ Microsoft Internet Explorer 7 以降のバージョン b 対応OS Microsoft Windows XP 以降のバージョン」 のように、「〇〇営業日以内に」を規定する記載をした方がよいと考えます。	最新バージョンへの対応を5営業日とすることは競争性の確保から記載いたしません。その他は2(4)ア(エ)に記載のとおりです。	なし
4	P. 2	2(4)イ(ア)	入札参加に際し、本事業の一切の費用は全て単価に込めることとなっています。各納地毎の発注予定商品及び数量を開示いただくことはできませんでしょうか。	5(1)イの入札説明の際に、お問い合わせ頂ければ、発注予定商品等に関する情報を提供させていただきます。	なし
5	P. 2	2(4)ウ(ア)	発注書出票のWebカタログへの実装と運用を記載すべきです。具体的には、「各基地等にて発行する発注書となるデータをExcelにてダウンロードすることができること。また、データの出力は各基地等にて発行することとし、発注翌日からいつでも出力可能であること。」	別紙第4付表2-3bにおいて「基地等の発注状況をデータでダウンロードできる提案となっていること。」と記載しております。発注書の出力方法について細部を示すことは競争性確保の観点から考えておりません。 ただし、貴重なご意見として、今後、部隊から要望があれば、各会社が対応可能かなど、競争性の確保を考慮した上で、次年度以降、検討したいと考えます。	なし
6	P. 2	2(4)ウ(ア)	「指定された業務時間(8:15～17:00)以外での発注は受け付けられないこと。」を追加で記載した方がよいと考えます。	2(4)ウ(イ)受注態勢において(ア)の規定に対応した態勢であることと記載されており、ご意見の態勢はとれるものと考えております。	なし
7	P. 2	2(4)ウ(ア)	「月初5日間(休日を除く)の発注期間を超えての発注は原則受け付けられない仕組みを講じること。また、空自(契約部署)からの要求により、上記発注制限の変更が行えること。」を追加で記載した方がよいと考えます。	発注期間を月初5日間に限定することを実施要項では求めておりません。	なし
8	P. 2	2(4)ウ(ア)	「商品選定から発注までの処理において、現状作業のステータスが容易に判断できる工夫を図ること。」を追加で記載した方がよいと考えます。	これまでの運用において必要性は認められませんでした。貴重なご意見として、今後、部隊から要望があれば、各会社が対応可能かなど、競争性の確保を考慮した上で、次年度以降、検討したいと考えます。	なし
9	P. 2	2(4)ウ(ア)	「契約部署権限のIDおよび発注担当官の権限IDでは、画面上での発注上限額、発注累計額、残高を常に確認できる仕組みを講じること。」を追加で記載した方がよいと考えます。	これまでの運用において必要性は認められませんでした。貴重なご意見として、今後、部隊から要望があれば、各会社が対応可能かなど、競争性の確保を考慮した上で、次年度以降、検討したいと考えます。	なし
10	P. 2	2(4)ウ(ア)	「発注上限額の設定は空自(契約部署)にて設定変更が可能であること。」を追加で記載した方がよいと考えます。	これまでの運用において必要性は認められませんでした。貴重なご意見として、今後、部隊から要望があれば、各会社が対応可能かなど、競争性の確保を考慮した上で、次年度以降、検討したいと考えます。	なし

番号	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
11	P. 2	2(4)ウ(ア)	「発注権限を持たない基地(分屯基地)においても、発注上限額の設定ならびに発注実績を管理可能であること。(ex.習志野分屯基地等)」を追加で記載するべきと考えます。	これまでの運用において必要性は認められませんでした。が、貴重なご意見として、今後、部隊から要望があれば、各会社が対応可能かなど、競争性の確保を考慮した上で、次年度以降、検討したいと考えます。	なし
12	P. 2	2(4)ウ(ア)	「契約部署権限のIDでは、全基地の発注上限額に対する執行状況の一覧表示が可能であること。また必要に応じてWebカタログからのダウンロード(Microsoft Excel形式)が可能であること。」を追加で記載した方がよいと考えます。	調達実績を把握することで、対応可能と考えております。	なし
13	P. 2	2(4)ウ(ア)	「インターネット不通事等に備えて代行入力の態勢を構築すること。また各基地等から受託者に代行入力依頼をするためのテンプレートをWebカタログ方式からダウンロードできること。このテンプレートは、紙カタログに記載されるキーを入力するだけで、統制番号・商品名・型番・単価を自動表示し、発注する数量のみ入力するだけで発注総額が自動演算できる様なテンプレートが望ましい。」を追加で記載するべきと考えます。	インターネット不通事等のトラブルへの対応は、2(4)エにより対応可能と考えております。	なし
14	P. 2	2(4)ウ(ア)	「原則、毎月の発注期間内における各カテゴリー毎での発注処置は、1回のみとする。もし、複数回の発注がされた際は、受注すること無く空自に連絡を入れること。」を追加で記載するべきと考えます。	原則毎月1回の発注としておりますが、複数回の発注も可能としております。	なし
15	P. 3	2(4)ウ(ウ)	「什器の商品に関しては、組立・設置を含め納地にて行うこととし、各基地等における発注単位毎に、受託業者が発注担当官および需品担当官へ対して当該作業の日程・作業場所・作業時間・梱包材の撤去等の作業要件詳細打合せを行うこと。」を記載するべきと考えます。	ご意見を基に、2(4)ウ(ウ)に追記いたします。	2(4)ウ(ウ)に下記の記載を追記 「なお、設置調整が必要な品目においては、基地等と日程、設置場所等の調整を行うものとする。」
16	P. 3	2(4)ウ(ウ)	「什器の納品において、常識的に耐震固定が必要とされる商品については、各基地等の指示や要望があったとしてもこれに従わなくても良い。」を追加で記載するべきと考えます。	什器類の契約において耐震固定は求めておりません。	なし
17	P. 3	2(4)ウ(ウ)	「納品梱包には各基地の需品担当官が通常の納品物との判断を行うため、「電子購買」と記載し、特に商品が細かく多彩なカテゴリーIー1においては「梱包商品明細表を同梱すること。」、もしくは「原則同一商品は複数の梱包に分割して送付してはならない」を追加で記載した方がよいと考えます。	これまでの運用において必要性は認められませんでした。が、貴重なご意見として、今後、部隊からの要望等を踏まえ、次年度以降、検討したいと考えます。	なし
18	P. 3	2(4)ウ(ウ)	「離島の基地への配送は、港渡し等の従来の商習慣に囚われず、納地である基地担当者まで配送すること。」を追加で記載するべきと考えます。	配送先は、2(4)ウ(ウ)に記載の通り、基地等が指定した場所までとなります。	なし
19	P. 3	2(4)ウ(エ)	「納品書は原則商品送付前に各基地の需品担当官あてに送付すること。」を追加で記載するべきと考えます。	納品書は、2(4)ウ(エ)に記載の通り、商品に添付するか別送(努めて商品到着と同日着)を、原則としています。	なし
20	P. 3	2(4)オ	「Webカタログからのダウンロードによる方法を採用する場合は、各基地の発注担当官は当該基地のみの調達実績をダウンロード可能とし、契約部署においては全基地を対象とした調達実績をダウンロードできること。」を追加で記載するべきと考えます。	四半期分の調達実績は空自に報告することとしており、契約部署はその電子データで調達実績を把握できると考えています。	なし

番号	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
21	P. 3	2(4)オ	「ダウンロード対象データは各基地等における調達完了の有無にかかわらず、すべて発注データを対象とすること。また受領検査完了の有無が判断できる情報を含めること。」を追加で記載すべきと考えます。	調達実績の定義は、2(4)オに記載の通り、「納品日」を含むものであり、受領検査が終了し納入が完了しているものを指します。	なし
22	P. 3	2(4)オ	「契約上の発注予定数と調達実績を商品ごとに比較した資料を提出すること。またWebカタログによるダウンロード方法も可能とすること。」を追加で記載すべきと考えます。	調達実績を把握することで対応可能であり、競争性確保の観点から新たな機能を追加することは考えておりません。	なし
23	P. 5	3	23年度及び24年度については、契約日より事業開始が30日と定められていたが、25年度から20日と短縮されています。何か理由はございますか。	25年度事業から暴力団排除に関する事務手続きの変更に伴い、入札から契約締結までに約2週間を要することになりました。このため、入札から事業開始までの期間を24年度事業と同程度となるよう検討を行い、各会社へのヒアリング結果に基づき、契約締結からサービスの提供開始までの期間を20日以内とさせて頂きました。	なし
24	P. 5	3	25年度及び26年度より複数年での契約についてご検討はございますか。また、今後Web調達に更なる商材の拡充はご検討されていますでしょうか。	現時点において、25年度及び26年度から複数年で契約することは、予定しておりません。品目数については、部隊からの要望を踏まえ、増減を検討しております。	なし
25	P. 28	別紙第2	カテゴリー I -2事務用消耗品(OA関連品) No.5 OAクリーナー No.7 OAクリーナー詰替用 について、参考品として1製品しか記載されていないため、もう1製品追記するべきと考えます。	ご意見を基に、品目リストに同等品を追加します。	付表参照
26	—	項目外	①導入教育の有無 ②マニュアル・紙カタログ等の提出方法・提出時期・部数を明確に規定する記載をすべきと考えます。	25年度は、導入教育を実施する予定はありません。紙カタログ、マニュアル等の作成については官が求める確保されるべきサービスの質、サポート態勢が得られるのであれば、細部まで記載することは競争性確保を阻害することになることから、記載いたしません。	なし

カテゴリー I-2 事務用消耗品(OA関連品)

NO	品名	規格	単位	予定数量	参考品	
5	OAクリーナー	バケツ付き 枚数:300枚以上入	箱	940	旭化成 WU-9002B	鈴木油脂工業 S-7426
7	OAクリーナー詰替用	枚数:300枚以上入	箱	1,472	旭化成 WU-9002R	鈴木油脂工業 S-7510